



# ホットな見守リニュース

【害虫駆除】あわてないで！緊急時の契約はより慎重に！の巻



## 見守りポイント

## 対処方法

- ◎広告では「●円～」となっても、作業を終えてから思いもよらぬ高額な料金を請求される場合があります。
- ◎電話で見積もりをしてほしいとだけ伝え、業者が来訪した際に契約した場合は、クーリング・オフできることもあります。

- ◆業者に作業を依頼するときは、先に見積もりを取り、作業内容や料金をよく確認しましょう。
- ◆「早く何とかしなくては」と解決を急ぐあまり、きちんと説明を聞かずに契約してしまいがちですが冷静に対応しましょう。
- ◆トラブルになったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

073-433-1551

### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027

田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

0739-24-0999

※消費者ホットライン☎188でもお近くの相談窓口につながります。